内閣府特命担当大臣　あかま二郎（赤間　二郎）
防災を担当させる
同　黄川田仁志
沖縄及び北方対策を担当させる
同　片山さつき
金融を担当させる
同　黄川田仁志
消費者及び食品安全を担当させる
同　黄川田仁志
こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画を担当させる
同　城内　実
経済財政政策を担当させる
同　城内　実
規制改革を担当させる
同　黄川田仁志
地方創生を担当させる
同　小野田紀美
クールジャパン戦略を担当させる
同　小野田紀美
知的財産戦略を担当させる
同　小野田紀美
科学技術政策を担当させる
同　赤澤　亮正
原子力損害賠償・廃炉等支援機構を担当させる
同　小野田紀美
宇宙政策を担当させる
同　小野田紀美
人工知能戦略を担当させる
同　石原　宏高
原子力防災を担当させる
同　あかま二郎（赤間　二郎）
海洋政策を担当させる
同　小野田紀美
経済安全保障を担当させる
同　松本　尚
サイバー安全保障を担当させる
同　黄川田仁志
共生・共助を担当させる
同　黄川田仁志
アイヌ施策を担当させる

国務大臣　木原　稔
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する
同　茂木　敏充
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣に指定する
同　林　芳正
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣に指定する
同　金子　恭之
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する
同　赤澤　亮正
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣に指定する

なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。

尾﨑　正直
佐藤　啓
露木　康浩
内閣官房副長官に任命する（各通）
岩尾　信行
内閣法制局長官に任命する
増田　和夫
内閣危機管理監に任命する
市川　恵一
国家安全保障局長に任命する
阪田　渉
河邉　賢裕
田中　利則
内閣官房副長官補に任命する（各通）
佐伯　耕三
内閣広報官に任命する
原　和也
内閣情報官に任命する
飯田　陽一
内閣サイバー官に任命する
尾上　定正
井上　貴博
遠藤　敬
松島みどり（馬場みどり）
宇野　善昌
内閣総理大臣補佐官に任命する（各通）
三角　育生
デジタル監に任命する

内閣総理大臣補佐官　尾上　定正
国家安全保障に関する重要政策及び核軍縮・不拡散問題を担当させる
同　井上　貴博
地域未来戦略を担当させる
同　遠藤　敬
連立合意政策推進を担当させる
同　松島みどり（馬場みどり）
外国人政策を担当させる
同　宇野　善昌
国土強靱化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項を担当させる

内閣官房副長官補　田中　利則
内閣官房組織令第十条の規定の職務を行う内閣官房副長官補に指定する

内閣官房副長官　尾﨑　正直
同　佐藤　啓
同　露木　康浩
内閣法制局長官　岩尾　信行
内閣危機管理監　増田　和夫
国家安全保障局長　市川　恵一
内閣官房副長官補　阪田　渉
同　河邉　賢裕
同　田中　利則
内閣広報官　佐伯　耕三
内閣情報官　原　和也
内閣サイバー官　飯田　陽一
内閣総理大臣補佐官　尾上　定正
同　井上　貴博
同　遠藤　敬
同　松島みどり（馬場みどり）
同　宇野　善昌
内閣府大臣補佐官　中田　宏
デジタル監　三角　育生
願に依り本官を免ずる（各通）（以上二月十八日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月十八日内閣総理大臣に高市早苗が任命せられ、第一次高市内閣の内閣総理大臣高市早苗及び国務大臣林芳正、同平口洋、同茂木敏充、同片山さつき、同松本洋平、同上野賢一郎、同鈴木憲和、同赤澤亮正、同金子恭之、同石原宏高、同小泉進次郎、同木原稔、同松本尚、同牧野たかお（牧野京夫）、同あかま二郎（赤間二郎）、同黄川田仁志、同城内実、同小野田紀美はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

デジタル庁設置法第九条第六項、復興庁設置法第九条第七項、内閣府設置法第十三条第六項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月十八日デジタル副大臣兼内閣府副大臣今枝宗一郎、復興副大臣田所嘉德、復興副大臣兼内閣府副大臣瀬戸隆一、内閣府副大臣岩田和親、同鈴木隼人、同津島淳、総務副大臣堀内詔子、同高橋克法、法務副大臣三谷英弘、外務副大臣国光あやの（佐藤文乃）、同堀井巌、財務副大臣中谷真一、同舞立昇治、文部科学副大臣小林茂樹、同中村裕之、厚生労働副大臣長坂康正、同仁木博文、農林水産副大臣根本幸典、同山下雄平、経済産業副大臣兼内閣府副大臣井野俊郎、同山田賢司、国土交通副大臣佐々木紀、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣酒井庸行、環境副大臣青山繁晴、環境副大臣兼内閣府副大臣辻清人、防衛副大臣兼内閣府副大臣宮﨑政久はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

デジタル庁設置法第十条第六項、復興庁設置法第十条第七項、内閣府設置法第十四条第六項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月十八日デジタル大臣政務官兼内閣府大臣政務官川崎ひでと（川崎秀人）、内閣府大臣政務官金子容三、同若山慎司、内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官古川直季、総務大臣政務官中野英幸、同向山淳、同梶原大介、法務大臣政務官福山守、外務大臣政務官英利アルフィヤ（英利アリフェヤー）、同大西洋平、同島田智明、財務大臣政務官三反園訓、同高橋はるみ、文部科学大臣政務官福田かおる（北口かおる）、文部科学大臣政務官兼復興大臣政務官清水真人、厚生労働大臣政務官栗原渉、同神谷政幸、農林水産大臣政務官広瀬建、同山本啓介、経済産業大臣政務官兼内閣府大臣政務官越智俊之、経済産業大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官小森卓郎、国土交通大臣政務官加藤竜祥、同永井学、国土交通大臣政務官兼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官森下千里（森千里）、環境大臣政務官上田英俊、環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官友納理緒（土肥理緒）、防衛大臣政務官若林洋平、防衛大臣政務官兼内閣府大臣政務官吉田真次はそれぞれその地位を失った。